

一般社団法人 日本小児アレルギー学会 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会(以下、「本会」という。)定款第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の年会費は、次のとおりとする。

(1)正会員 金 12,000 円

(2)賛助会員 1口 金 100,000 円 1口以上

2 年会費は、当該年度分を当該年度の末日の8月31日までに納めなければならない。

(名誉会員)

第3条 名誉会員はアレルギー学並びに本会に著しく貢献した正会員で年齢が満70歳以上に達した者の中から推挙される。

2 名誉会員の推挙は、理事2名以上の推薦に基づき理事会の決議に基づき、社員総会の決議をもって行う。

3 名誉会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。ただし、第2条に定める会費の額については、代議員総会の承認を得なければその効力を有しない。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。